

平成26年度

第2回江戸川区子ども・子育て応援会議

議 事 要 旨

日 時 平成26年9月10日（水） 午前10時から12時まで

場 所 総合文化センター 2階 会議室

【議事次第】

- 1 開 会
- 2 報 告
 - (1)委員の交代等について
 - (2)子ども・子育て支援新制度リーフレットについて
 - (3)各種基準の条例案について
- 3 議 事
教育・保育施設及び地域型保育事業の確保の方策等について
- 4 そ の 他
新制度移行までのスケジュール
- 5 閉 会

【配布資料】

- 平成26年度 第2回子ども・子育て応援会議 次第
江戸川区子ども・子育て応援会議 委員名簿
子ども・子育て支援新制度リーフレット
資料1 各種基準の条例案について
資料2 教育・保育施設及び地域型保育事業の確保の方策について（案）
資料3 子ども・子育て支援新制度移行準備スケジュール

【放映した動画】

区民ニュース（子ども・子育て支援新制度 ～健やかな成長を願って～）

平成26年度第2回江戸川区子ども・子育て応援会議 出欠状況

| | 所属機関・役職名 | 氏名 | 備考 |
|----|------------------------|--------|----------------------------------|
| 1 | 江戸川区私立幼稚園協会会長 | 田澤 茂 | |
| 2 | 江戸川区認可私立保育園園長会会長 | 秋山 秀阿 | |
| 3 | 江戸川区立小学校長会副会長 | 清澤 好美 | 欠席 |
| 4 | 江戸川区立中学校長会会長 | 飯沼 昇 | |
| 5 | 保育ママの会元会長 | 半田 直子 | |
| 6 | 江戸川区認証保育所連絡会共同代表 | 澤井 廣喜 | |
| 7 | 共育プラザ館長会幹事・共育プラザ南小岩館長 | 上松 憲一 | |
| 8 | 江戸川区青少年育成地区委員長会会長 | ○田中 稔家 | |
| 9 | 江戸川区青少年委員会会長 | 本間 英雄 | |
| 10 | 青少年育成アドバイザー | 山本 又三 | |
| 11 | 江戸川区私立幼稚園協会PTA連合会会長 | 平島 美紀枝 | 代理出席：大門 美子 (私立幼稚園協会PTA連合会相談役) |
| 12 | 江戸川区認可私立保育園保護者連絡協議会理事長 | 池田 絵里 | 欠席 |
| 13 | 江戸川区立小学校PTA連合協議会会長 | 山家 隆広 | |
| 14 | 江戸川区立中学校PTA連合協議会会長 | 末岡 丈仙 | 欠席 |
| 15 | 江戸川区立幼稚園PTA連合会会長 | 尾形 和昭 | |
| 16 | 江戸川区立保育園保護者代表 | 山田 智子 | |
| 17 | 保育ママ利用者代表 | 寺原 純子 | |
| 18 | 認証保育所利用者代表 | 本田 由香 | |
| 19 | 東京商工会議所江戸川支部会長 | 平田 善信 | |
| 20 | 連合江戸川地区協議会 | 宮城 富美子 | |
| 21 | 民生・児童委員協議会 小松川第二地区副会長 | 石部 さよ子 | |
| 22 | 江戸川区医師会理事 | 千葉 友幸 | 代理出席：瀬尾 優介 (江戸川区医師会事務局庶務課) |
| 23 | 江戸川区歯科医師会専務理事 | 中島 信 | |
| 24 | 公募区民 | 岩楯 松江 | |
| 25 | 公募区民 | 仁志川 明美 | |
| 26 | 区議会議員 | 田中 淳子 | |
| 27 | 区議会議員 | 斉藤 正隆 | |
| 28 | 健康部長 | 松尾 広澄 | |
| 29 | 教育推進課長 | 柴田 靖弘 | |
| 30 | 子ども家庭部長 | 高原 伸文 | |

○副委員長 団体の役員改選に伴い交代した委員

1 開会

(田中副委員長) それでは、ただいまから平成26年度第2回江戸川区子ども・子育て応援会議を開会いたします。はじめに、委員の退任及び交代がありましたので、事務局より報告をお願いします。

2 報告

(事務局) これまで委員長をお願いしておりました三輪先生より、一身上の都合で7月末日をもって退任したいとの申し出がありましたので報告いたします。新しい委員長が決まるまでは、規定に従い、田中副委員長に委員長代理をお願いしたいと思います。

また、前回5月の会議以降に、団体の役員改選等に伴い5名の委員が交代しておりますので、ご紹介させていただきます。

～事務局より紹介～

それでは、子ども・子育て支援新制度についての区民ニュースができ上がりましたので、10分程度ご覧いただきたいと思います。

～ビデオ上映～

(事務局) 続きまして、認可保育園や私立幼稚園への入園を検討している方々に向けて新制度の利用手続をまとめましたので、リーフレット「平成27年4月スタート！子ども・子育て支援新制度」をご覧ください。

新制度が始まることにより、「認定」という利用手続が加わります。認定には1号から3号の3種類あります。1号認定は、幼稚園などに入る方が対象で、3歳から5歳のお子さんで保育の必要性がない方です。2号認定、3号認定は、保育園や認定こども園など、保育の必要性があるお子さんで、3歳から5歳が2号認定、ゼロ歳から2歳が3号認定となります。全国統一の手続きですが、保護者の方々の負担を軽減できるように、手続の簡素化を図っていきたいと考えています。

また、利用者の負担額(保育料)ですが、新制度の対象となる施設は、保護者の所得に応じて保育料が決まります。なお、私立幼稚園では、新制度に移行するかどうかにかかわらず、保護者の実質的な負担額が同じようになるように、区のほうで負担軽減を図ります。

それから、この認定とは別に、保育園は今までと同じように入園の選考に準じた利用調整を区で行います。それによって保育園の入園が決定します。

続きまして、資料1の新制度に係る各種基準の条例案について説明します。この3つの条例案につきましては、9月25日から行われます第3回区議会定例会に上程する予定です。

まず、1点目の「江戸川区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(案)」ですが、新制度の対象となりますと、

国から給付が受けられます。国の給付を受けるために、一定の基準に適合しているかどうかを区が確認いたしますが、それに必要な条例です。対象となる施設は、教育・保育施設、それから地域型保育事業です。この条例の内容につきましては、国の基準との主な変更事項はございません。

続きまして、「江戸川区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）」ですが、こちらは4つの地域型保育事業の内容について定めるものです。例えば、認定こども園や保育園、幼稚園については、都が認可や認定を行います。地域型保育事業は、区が認可を行います。その認可に必要な基準を定めた条例です。

続きまして、3点目の「江戸川区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）」ですが、こちらは事業主体が区となっているため条例を定めるものです。主な内容ですが、職員の配置基準について、児童40名に対して職員2名以上とし、そのうち1名については補助員として、資格のない者でも配置ができるといったもので、国が定めた厚生労働省令の基準に基づいております。

（田中副委員長） 何点か報告がございましたが、質問がありましたらお願いします。

（尾形委員） まず、子育ての当事者としての意見ということで、1点お話をしたいと思います。そして2点目は、新制度の対象となる施設について、区の見解をいただきたいと思います。

まず、こちらのリーフレットでは、利用手続のことが掲載されていますが、この新制度が始まることによってどう良くなるのでしょうか。新制度の大枠についての情報が不足しているように思います。既に詳細のリーフレットがあるのかもしれませんが、ご検討いただければと思います。

2点目の質問ですが、区立幼稚園は新制度の対象外とされていますが、国の資料では新制度に移行することが適切であると記載されています。この件について区の見解はどのようになっていますか。

（事務局） この新制度では、消費税増税分の7,000億円を充てて、4,000億円をいわゆる受け入れ先の拡大として、例えば地域型保育事業の新設や認定こども園の移行を推進するなど、お子さんを預けたいという方のニーズをなるべく受け入れられるようにするものです。残りの3,000億円については、いわゆる保育職員の待遇の改善や職員配置など、そういった質の改善に充てることを目的としております。

それからリーフレットですが、制度自体がわかりづらいといったことがありますので、制度の説明を細かく掲載するというよりも、保護者の方に実際にしていただく手順を中心にまとめさせていただきました。先ほどいただいたご意見につきましては、例えばホームページなどで区民の方々に周知を図っていきたいと考えています。

また、区立幼稚園ですが、区としては区立幼稚園は現状を維持していくということで、今回の制度には移らないということで整理しております。

(澤井委員) 今、いろいろとお話がありましたが、3点ほどお答えをいただきたいと考えております。1つは、国は認可保育園を増やす方針ですが、江戸川区でもそういう形で動いていると思います。その場合、認証保育所は東京都と区が待機児童の解消を目的として整備した施設ですが、今後どのような形で進めていくかということを議論していただければと思います。

2点目ですが、子どもにとっては認可、認証、幼稚園の違いはありませんので、同じ状況で幸せに保育を受けることが一番大切だと思います。そういったなかで、認証保育所に入るお子さんにおいて、23区のなかで保育料の負担軽減がないのは江戸川区だけです。国の資金源は7,000億円と限りがありますが、その辺のお考えをひとつ持っていただきたいと思います。

3点目は、認可の対象外になっている施設を今後どのように支援していくのかということです。将来的にこういう形で進めたらどうですかといった動きがあればと思います。

(田中副委員長) 次の議事で確保の方策についてとありますので、そのときにお答えをするということによろしいですか。ではそのように進めさせていただきます。

(寺原委員) 保育の必要性の認定について、2号、3号認定は、「保育標準時間(1日11時間まで)」と「保育短時間(1日8時間まで)」の2種類に区分されますが、保育時間は通勤時間を含まないと非常に短い時間になると思います。

(事務局) 保育時間をどのように決めるかということですが、単に就労時間だけではなく、通勤に要する時間なども考慮しますので、6時間の就労だから短時間ということではございません。いろいろな状況を加味しながら決定します。

(山田委員) 延長保育を利用したい場合は別の手続が必要になりますか。利用手続はわかったのですが、延長保育に関する記載があれば分かりやすいと思いました。

(事務局) 国では、保育短時間の場合は8時間を超えたところで延長保育といった整理になっていますが、これについての対応は、現在検討しているところです。

(山家委員) 私立幼稚園の一部は新制度に移行するということですが、今後は保育の必要性があるということになりますか。また、これから私立幼稚園に入る場合は、今より手続きが複雑になりますか。

(事務局) 幼稚園に入る方は、1号認定を想定しております。1号認定は、3歳から5歳のお子さんで、保育の必要性がないという区分になります。利用手続につきましては、書類を一つ書いていただく手続きが増えます。

(半田委員) 小規模保育事業のC型(6人から10人)ですが、資格のある職員がいなくても構わないというのはどうなのでしょう。例えば、保育ママは1人で2人の赤ちゃんをお預かりする場合もありますが、10人といったら結構な人数だと思いますので、最低1人は資格を持った職員が必要ではないかと思えます。

(事務局) 4月以降に新たに定められる小規模保育事業のC型の職員に関する規定ですが、国の基準と同じにしています。なお、江戸川区では今までの保育ママ制度をこれからも推進していきたいと考えています。

(半田委員) このC型については、実施する予定はないということですか。

(事務局) 事業者の希望があれば実施していただくことは考えております。また、従事する職員は家庭的保育者となっていますが、江戸川区の保育ママとは異なります。江戸川区の保育ママもきちんと研修しておりますが、小規模保育事業のC型の職員についても国の基準に合わせた研修を行うという形です。

(事務局) 先ほどの澤井委員の質問についてお答えしてよろしいですか。

(田中副委員長) それではお願いします。

(事務局) 1点目と3点目の質問は、今後の認証保育所をどういう形にしていくかという内容だと思います。現在、いくつかの認証保育所からは、6名から19名の小規模保育への移行や、規模を大きくして認可保育園の基準を満たすにはどうすればよいかなど、新制度に関する問い合わせがございます。東京都は、認証保育所をこれからも制度として実施していきますので、各認証保育所で今後の形態について決定されるかと思えます。区としても、希望があれば必要な情報等の支援をしていきたいと考えています。

2点目は、認証保育所に通う保護者に対して保育料の負担軽減がないといったお話ですが、江戸川区では、施設に対する運営費の補助金という形で支援しています。例えば、ゼロ歳児1人当たり月額約13万円の運営費を補助しておりますので、そういった形で保護者やお子さんに対する支援につながっているものと考えています。

(田中副委員長) 保育園への入園を希望する場合は、認定のほかに、家庭の事情や仕事の事情などが考慮される基準があるのですか。

(事務局) まずは、1号、2号、3号の認定を判定しまして、それとは別に、保育園に入る際には、現在の選考と同じように就労証明等で保育の必要度を見させていただきます。

3 議事

(田中副委員長) それでは次の議事に移ります。教育・保育施設及び地域型保育事業の確保の方策等について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは、資料2の教育・保育施設及び地域型保育事業の確保の方策について説明します。これは、子ども・子育て支援法に基づく基本指針や昨年度に実施したニーズ調査の結果などを踏まえて、ニーズを満たすにはどのくらいの保育園や幼稚園の施設が足りないか、またどのくらいの整備が必要かといった方策を立てるというものです。将来的な少子化により保育事業が縮小する地域も想定されることもありますので、保育事業者の動向や地域の特性、財政負担等を勘案して、子ども・子育て支援事業計画を策定していきます。

この計画を策定するにあたり、江戸川区ではこの4月に298名の待機児がいますので、今後もその待機児童の解消を図る方針ですが、今回の調査で集計されたニーズというのはかなり大きくなっています。例えば、ニーズ調査結果からは、来年度はゼロ歳から2歳で約2,000名分の不足が算出さ

れます。この調査結果は尊重していきますが、例えば子どもを預けたいと答えた方のなかで、実際は就労されない場合や、祖父母に見ていただけるなど、そういったことも含まれると見込まれますので、適正なニーズ量を見極めていく必要があると思います。

それから、具体的な方策としては、待機児童は全てゼロ歳から2歳ですので、例えば保育園の3歳から5歳の定員を減らして、1歳児と2歳児の受け入れを拡大することや、私立保育園で分園の設置を検討していただくなど、低年齢児を受け入れる方策を拡大していきたいと考えております。

また、新たな小規模保育事業については、例えば大型マンションの開発事業者に小規模保育の設置を要望することや、事業所内保育所なども推進していきたいと考えています。それでも待機児童が集中するような地域については、認可保育園等の整備を検討していきます。

認証保育所で認可保育園に移行したいといったお話がありましたら、ぜひ一緒に力を合わせていきたいと考えています。

(尾形委員) 保育園等の設置も含めて検討されるというお答えでありましたので、非常に期待しております。保育園に入れなから仕事ができないといった声もありますので、そういった部分も議論されるころだと思います。

保育の必要性の認定では、いわゆる求職をしている保護者などに対しても幅広く認定が出されるということで、保育のニーズは大きく膨らむように思います。江戸川区は、子育てについて非常に良いところといった話もありますので、ここは住みやすいところだという発信を続ける一つの方策として、新制度についてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

(田中副委員長) 皆様からいろいろなご意見を聞いてから、事務局からお答えいただければと思います。

(山家委員) 例えば兄弟で保育園に入園する場合がありますが、同じ保育園に入れな場合がありますか。10年ほど前の話になりますが、私の子どもは兄弟で同じ保育園に入れなといったことがありました。

(事務局) 保育園の入園についてですが、上のお子さんが保育園にいる場合には、選考段階で指数に加点されています。定員に空きがあれば下のお子さんと同じ保育園に入る場合が多いですが、定員に空きがないときは別々になる場合もあります。

(山田委員) 本日は保育園の代表で出席させていただいていますが、先ほど就学後の学童クラブに関する話がありましたので、せっくなのでお話をさせていただきます。学童クラブは、江戸川区の場合18時までとなっており、保育園は延長保育が19時半まで利用できますが、1年生になった途端に、利用できる時間が18時までになってしまい、鍵っ子になる時間が1時間か1時間半ぐらいできてしまいます。よく「小1の壁」という言葉がありますが、学童クラブを19時までにしていただけるとありがたいのでご検討いただけたらと思います。

(事務局) 現在行っているすくすくスクールと学童クラブは引き続き行ってまいりますが、そのお時間につきましては、ぜひとも親御さんと過ごしていただきたいという考え方を持っています、今のところは18時としています。ご意見として承りまして、今後の検討とさせていただきます。

(宮城委員) 学童クラブですが、条例案では児童40名に対し職員が2名以上となっています。実際は児童40名よりも多いのではないのでしょうか。また、職員2名以上のなかで、そのうち1名は補助員にかえることができるとされていますが、いろいろな児童がいますし、ゼロ歳児から5歳児のような対応とはまた一味違ったものがあると思います。事故のないようにしていただきたいと思いますので、職員2名以上ということで対応できるのか疑問に思っています。

(事務局) お話がありましたとおり、現在はすくすくスクール、学童クラブも含めて100人を超えるところが多くあります。これは定員を設けずに、学校施設を活用していくといった江戸川区独自の考え方で実施していますので、多くのお子さんがいます。職員につきましては、非常勤職員や臨時職員も含めて、5名から10名近くはいますので2名ということとはございません。職員は交代勤務をしながら行っています。

今回お示した条例案は、児童福祉法のなかで定めた放課後児童健全育成事業の規定です。江戸川区はこうした基準とはまた別に、独自ですくすくスクール、学童クラブ事業を実施していきます。

(山本委員) すくすくスクールの発足時からクラブマネジャーをしております。学校にもよりますが、常時150名ぐらいが走り回っております。そのうち17時までには、学童クラブの登録がない児童もいます。学童クラブの登録のある児童は、毎日連絡帳を持っていますが、玄関から靴を履いて帰るところまで先生に見てもらっています。ご家庭の都合で遅れるときもありますので、そういった家庭は、江戸川区のファミリー・サポート事業を利用されていて、ファミリー・サポートの登録をされた方が迎えに来てくれます。この制度について、皆さんがご存知かはわからないのですが、この制度を利用すれば「小1の壁」に対しても対応できると思います。

最近の問題ですが、10年以上前と比べて、1年生は言葉が荒くなってきています。1年生同士がけんかをする場合に驚くような言葉を使う子どもも増えています。女の子でもそうです。その辺は、就学前の子育て期間に、もう少し目を向けてほしいと思います。

(田中副委員長) ファミリー・サポート事業について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 子ども家庭支援センターのなかにファミリー・サポート・センターがあります。区内に3,000人ほど依頼したいということで登録されている方がいます。その反対に、現在、お手伝いしたいという協力会員の方は400人ほどいます。特に時間の制限はありませんが、幼稚園、保育園のお迎えや習い事に連れていってもらおうなど、そのような使い方がほとんどです。例えば、すくすくスクールで18時以降に子どもを預かってほしいといった声をいただきま

したら、ファミリー・サポート事業をご紹介しているところです。

(山田委員) 私はすすくすくスクールは非常にありがたいと思っています。一身上の都合ですが、勤務時間が18時15分までなので、急いで帰ってきて間にも合いません。そこで、こういう家庭には時間延長の要望があることのご紹介としてまで、発言しました。勤務時間に親と子どもで過ごす時間と言われても、現実的に難しいですし、江戸川区ではそういった家庭が多いものと思います。

また、私は保育ママについてもありがたい事業だと思っており、不満というのはいつきませんが、ファミリー・サポート事業はもう少し改善の余地があるのではないかと思います。実際にファミリー・サポート事業で4名の方をお願いした状況について、この場で少し紹介させていただきます。

初めにお世話になった方は非常に人柄が良い方で、この方にずっとお世話になればと思いましたが、ご事情により来週からもう見られないということになり、仕事の都合を一生懸命つけて次の方を探しました。3カ月後に、友達3人でみるのでお互いに融通がききますといった話がありました。私は週に3回の利用を考えていたので、どなたかが急に無理になっても、その3名の方でお互いに融通して預かっていただけるというのはとてもありがたいと思いましたが、実際にはその融通はありませんでした。そのうちに1人の方が引っ越しでやめられ、もう1人の方も子どもの習い事が忙しくなるということで、その間、夕食を約束した時間に食べさせてもらえない、子どもが病気で保育園を休むことが増えたなどもありましたので、最終的には利用を止めました。

ファミリー・サポート事業は、いい方に当たってお世話になることができるならとても助かる事業だという印象があります。

(田中副委員長) ボランティアの方々なので、いろいろな問題が出てくるような気もいたします。その辺についての何か方策などはありますか。

(事務局) ファミリー・サポート事業は、地域の子育ての助け合いを目的とした、ボランティアの会です。登録してくださる協力会員の方は、子どもたちに愛情深く接していただいて、働いているお母さんのお手伝いしてあげようといった気持ちの強い方が登録しています。しかしながら、実際にはこのようなことも起こり得ますので、うまくいかないこともあるかと思います。どうしても確実にということだと、きちんとしたお仕事のところに頼まなくてはいけないのではないかと思います。江戸川区はファミリー・サポート事業など、大変地域の助け合いの力が強いところです。利用していただければ利用していただきたいと思います。十分なお答えではないかもしれませんが、このような状況です。

(田中副委員長) 議事にはありませんが、せっかくこのように様々な立場の方がいらっしゃるの、例えばご家庭での子育てにおいて気をつけている点などがあればお話しいただければと思います。

(尾形委員) 私は子育て当事者ということで、幼稚園の年長と3歳の2人の子どもを育

ています。サラリーマンですので、本日は有給休暇を使ってここに来ているわけですが、なかなかこういった会議でお父さんが発言する姿をあまり見たことがないように思います。本日の子ども・子育て応援会議は、制度が変わるなかで当事者も参画ができるということで、休みを使ってでも出たいということで出席しております。

そのようななかで、男性は家庭や地域社会のなかで活躍できていないように思います。少し前までは、子どもを育てるのはお母さん、お父さんは仕事というような風潮があったように思いますが、現在は政府も女性の活躍支援に力を入れています。子育て支援や女性の就労支援について、一体的に取り組んでいくとともに、男性をもう少し地域に戻していくことが必要ではないかと思います。区のなかでそのような土壌ができればと思います。

また、江戸川区では、社会貢献活動をされるボランティアに対しての補助を近年やめられたと私は認識していますが、例えばNPO法人などとの協働事業をしっかりと積極的にしていただきたいと思います。

(半田委員) 15年ほど前に集団保育の保育士をしていたなかで感じたことですが、子どもは外で元気に遊ぶと、集団でも病気の率が少ないように思います。また、長時間労働の保護者の赤ちゃんは病気をしやすいというのも、15年の保育ママ経験で感じています。これから望むことは、自治体でできることには限りがありますので、企業のほうで、せめて子どもがゼロ歳から2歳までは、働くお父さんやお母さんを早く帰すような仕組みをつくっていただけたらと思います。家庭的な雰囲気の中で過ごすファミリー・サポートは良い事業だと思いますので、すてきなファミリー・サポートさんがたくさん育ってくれたらと思います。

(田中副委員長) 区民ニュースのなかで、子どもは次代の宝であるといった言葉がありましたが、子どもを育てるうえで、家庭や地域、企業などが一体となって取り組まなければ、子育て支援は進んでいかないように思います。子どもたちがすくすくと育っていく姿を夢見ながらということで、この辺りで本日の会議を終わりにしたいと思います。

4 その他

(田中副委員長) それでは、今後のスケジュールについて説明をお願いします。その前に、事務局のほうから総括がありましたらお願いします。

(子ども家庭部長) 本日もたくさんのご意見を頂戴いたしまして、ありがとうございました。

少し振り返りを兼ねてということですが、前半では、今回の子ども・子育て支援新制度の仕組みについてのお話をさせていただきました。一言で言って複雑であります。これが来年4月からスタートしますので、そのための準備として、私どもが現段階で取り組んでいる内容についてご紹介いたしました。保育の必要性の認定という話もありましたが、これは実際に保育園や幼稚園を利用される方との関係づくりということです。ご説明用にリーフレッ

トやビデオを作成いたしました。

それから、後半は議会に条例案を提案していくなかで、確認ですとか認可という言葉も使わせていただきましたが、これはサービスを提供する施設や事業者の方との関係づくりということです。今までもそうでしたが、引き続き顔の見える関係づくりを続けていきたいと思ひますし、制度の周知にも力を入れ、できるだけ分かりやすくしていくための努力は重ねてまいります。引き続きご意見を頂戴できればと存じます。

また、これから練り上げていきます計画についてもお話をさせていただきました。もともと江戸川区は子どもの多い区ですので、区立保育園が40園、私立保育園が45園、認証保育所が34園、保育ママが概ね200人、そして私立幼稚園も39園あり、これまで地域資源を着実に整備してきた状況があります。

私どもが計画を考えるうえで念頭に置きたいことは、こうした既存施設について、どのように有効活用を図っていくのかということです。もちろん待機児童の解消という方針は堅持していきますが、一方で少子化の傾向もあらわれていますので、適切なバランスをとりながら、皆様と一緒に考えていきたいと思ひます。

それから、尾形委員からご意見をいただきましたが、待機児童の解消とともに、ワーク・ライフ・バランスの推進も重要だと思ひます。男性にもさらに育児に参加していただいたり、社会貢献活動にもっと積極的になっていただいたりと、少子化が進んでいくなかでは、こうした役割分担というのは強調されていく気がしております。

江戸川は子育てのしやすい区と周囲からおっしゃっていただいて、私どもはうれしく思ひながら仕事させていただいているわけなのですが、この評価がこれからも続くように、またできるだけ魅力を外にも発信して転入者を呼び込み、人口の維持や回復についても長期的な視点を持ちながら取り組んでいきたいと思ひます。

(事務局) それでは、今後のスケジュールについて、資料3をご覧ください。第3回の応援会議を12月に予定しております。内容としましては、保育園、幼稚園などを利用する保護者の保育料について、それから3月に確定いたします事業計画の案と1月に行いますパブリックコメントの実施についてです。

それから、最後の第4回を2月に、これは最終計画案ということでお示しをしたいと考えています。

(田中副委員長) これで第2回子ども・子育て応援会議を終わりにいたします。

以上

(事務局 子ども家庭部子育て支援課)